

全国初のサブスク型 特車申請 定額サービス

AZ-COM
ネット会員様

特別
割引

毎月定額で“申請し放題”

毎月定額で「特殊車両通行許可申請（特車申請）」が“申請し放題”となるサービスです。全国初のサービスですが、現在は小規模企業から上場企業まで多くのお客様にご利用いただいています。

（年間の特車申請件数は5,000件以上）

特車申請定額サービス 3つのメリット



経費削減

毎月定額料金のため、申請依頼数が増えても追加料金は一切かかりません。見込みの案件でも、費用を気にせずご依頼いただけます。また、コストの見える化が可能です。



効率化

自社社員が特車申請を担当する場合、他業務との兼ね合いで、申請が後回しになってしまうことも。当所にお任せいただければ、専門知識を有するスタッフが貴社の特車申請をいつでもすぐに行います（即日～3日以内）。



見える化

申請依頼をしたはずだけど、できていなかった。そんなミスをなくするため、毎週金曜日に進捗報告書を送付します。業務の見える化を図ることで、お互いのコミュニケーション・トラブルを防ぐことが可能です。

スタッフのノウハウと、特車申請に特化したからこそ実現した低価格化。
ぜひ、貴社の「特車部門」としてご活用ください。



お申し込み方法

STEP
01



お問い合わせ ※お問い合わせの際「AZ-COMネット会員」である旨をお伝えください。
インターネットの場合はお問い合わせ内容欄にご記入ください。

お電話の場合

TEL **048-789-7669** 行政書士法人 佐久間行政法務事務所

インターネットの場合

<https://tokusya-office.net/info/>



STEP
02



ヒアリング

担当者が訪問し、現在の運用状況やお困りごと、今後のご希望についてヒアリングを行います。

STEP
03



見積書の提示

ヒアリング内容をもとに、お見積りをご提示いたします。

※AZ-COM会員様には
特別割引価格を
ご案内いたします。

STEP
04



お申し込み・サービス開始

お見積りにご納得いただけましたら、ご契約のうえサービスを開始いたします。

佐久間行政法務事務所のご紹介

はじめまして。行政書士の佐久間翔一と申します。AZ-COMネットの会員であり、会員企業様向けに「運行管理者試験対策コース」もご提供させていただいております。当事務所は、「特殊車両通行許可申請」および「車両登録」に特化しています。特に、特殊車両通行許可申請においては、書籍『行政書士のための特殊車両通行許可申請の説明書（税務経理協会）』を執筆するなど、豊富な実績とノウハウを有していると自負しております。今回ご案内する「特車申請定額サービス」は、AZ-COM会員様の業務効率化やコスト管理において、ご期待に沿える内容かと存じます。まずはお見積りからでも、お気軽にご相談いただければ幸いです。



行政書士法人 佐久間行政法務事務所
代表行政書士 佐久間翔一